一般社団法人神奈川県剣道連盟 理事会規則(案)

(理事会の招集、出席者等)

- 第1条 一般社団法人神奈川県剣道連盟(以下「当法人」という)の理事会は、法令および定款に別段の定めがある場合を除き、当法人の会長が招集する。
- 2 理事会は全理事をもって構成する。
- 3 支部代表理事は当該支部の他の会員を代理人として出席させ、その議決権を行使 させることができる。この場合においては、当該支部代表理事はあらかじめ文書 (紙媒体または電子的方法)により、当法人に対し届け出なければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(理事会議長の選任等)

- 第2条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長に欠員又は事故があるときは、 理事会においてあらかじめ定めた順序により当法人の副会長または専務理 事を議長とする。
- 2 前項にかかわらず、会長の解職に係る議事は、当該理事会に出席した支部代表理事の中から互選によって選定された者が整理する。

(理事会議長の権限等)

第3条 議長は、理事会の議事を整理する。

- 2 議長は、前項の議事を整理するに当たり、当法人の副会長、専務理事若しくは常任理事又は監事であって当該理事会に出席した者から、必要に応じて助けを得ることができる。
- 3 議長は、前項の議事を整理する場合において必要があると認めるときは、理事および監事以外の者に出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(事業計画および収支予算、その他の議決)

- 第4条 事業計画および収支予算について、理事会において決議し、代議員会に承認 を得ることにより、成立する。
- 2 その他定款 35 条に定める決定等を行うことができる。
- 3 執行部提案議題の採決権は支部代表理事のみが有する。

(事務局長の選任および解任)

第5条 会長は、理事会が行う事務局長の選任および解任の決議に際し、当該事務

局長の候補者を推薦するほか、必要に応じて意見を述べることができる。

(理事会の議事録等)

第6条 理事会の議事録に記載又は記録する事項は、別表のとおりとする。

- 2 議長は、全理事および監事に対し、当該総会議事録写しを送付するものとする。
- 3 議事録は文書(紙媒体)として 10 年間、電子的方法で 20 年間事務局において保管 する。
- 4 議事録は法人 HP において公開するほか、会員はあらかじめ事務局長に申し出た うえで、いつでも事務局において閲覧できるものとする。

(理事と連盟との取引の制限)

- 第7条 理事が、以下の各号に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、 その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1)自己または第三者のためにする連盟の事業の部類に属する取引
 - (2)自己または第三者のためにする連盟との取引
 - (3)連盟が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において連盟と 当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事項を理事会に報告しなければならない。

(理事会の運営に係る事務)

第8条 理事会の運営に係る事務は、事務局が処理するものとする。

(別表)議事録記載事項

- (1)理事会が開催された日時および場所(当該場所に存しない理事または監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- (2)理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「法」という)第93条第 2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 同条第3項の規定により理事が招集したもの
 - ウ 法 101 条第 2 項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 同条第3項の規定により監事が招集したもの
- (3)理事会の議事の経過の要領およびその結果
- (4)決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理 事の氏名
- (5) 法第 92 条第 2 項、第 100 条又は 101 条第 1 項の規定により理事会において述べられた意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
- (6)会長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
- (7)理事会の議長の氏名
- (8)法第 96 条により理事会の決議があったものとみなされた場合または法第 98 条 第 1 項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合は、法務省令に 掲げる事項

附則

1 この規則は本法人の設立登記の日から施行する。(令和00年00月00日)

以上

参照 一般社団法人および一般財団に関する法律

(招集権者)

第九十三条 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款 又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

- 2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事 (以下この項及び第百一条第二項において「招集権者」という。)以外の理事は、招集 権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができ る。
- 3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、 その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会への出席義務等)

第百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事(第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者)に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限)

第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事への報告義務)

第百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認

めるときは、遅滞なく、その旨を理事(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会) に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない

(理事会の決議の省略)

第九十六条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

(理事会への報告の省略)

第九十八条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に 報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。 2 前項の規定は、第九十一条第二項の規定による報告については、適用しない。